

大山町家庭保育支援給付金

生後2か月を超え、1歳になるまでの乳児を家庭で保育する父母や祖父母に対し給付金を支給します。

給付額 **月額 30,000円**

(7月、10月、1月及び4月に、それぞれの前月までの給付金を支給)

- 要件**・乳児及び申請者は大山町に住民登録していること
- ・継続して1か月以上家庭で保育していること
 - ・育児休業給付金を受けていないこと
 - ・町税などの滞納がないこと
 - ・生活保護法による保護を受けていないこと
 - ・祖父母の場合は、父母の勤務状況などが保育園などの利用条件を満たしていること。ただし、父母が育児休業中または求職中の場合を除く。

※裏面もご覧ください



【給付金について】

- ①給付の支給対象期間は、生後2か月の属する月から始まり、乳児の満1歳の誕生日の前日の属する月の前月（誕生日が月の初日である時は、その前日の属する月）までです。
- ②給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当します。所得状況によっては、確定申告が必要になります。

【給付金の申請について】

- ①大山町家庭保育支援給付金支給申請書は必要な書類を添えて、下記提出先に提出してください。
- ②給付金の申請は、給付金の支給対象者となった日から1か月以内に行ってください。
（例）令和5年4月15日が誕生日の場合
生後2か月から1か月家庭で保育した、令和5年7月15日から1か月以内に申請をしてください。申請が遅れた場合、支給対象期間の始期が遅くなり、支給額が少なくなる場合があります。
- ③育児休業給付金受給確認を行いますので、申請書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- ④給付金の受給が年度をまたぐ場合は、年度ごとに申請する必要があります。

【申請書提出先】

こども課（保健福祉センターなわ）
住民課（役場 本庁）
中山支所総合窓口室
大山支所総合窓口室

【問い合わせ先】

大山町役場 こども課（保健福祉センターなわ）
電話0859-54-5205